

大分大学学術情報拠点に置く室に関する細則

平成21年8月4日制定

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学学術情報拠点規程（平成20年規程第7号。以下「拠点規程」という。）第10条第4項の規定に基づき、大分大学学術情報拠点（以下「学術情報拠点」という。）に置く学術情報室及び情報基盤室（以下「両室」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(業務)

第2条 学術情報室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学術情報のサービスに係る企画、調査及び研究開発
- (2) その他学術情報の効率的な活用に関すること。

2 情報基盤室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学術情報基盤に係る企画、調査及び研究開発
- (2) その他情報基盤の改善・充実に関すること。

(組織)

第3条 両室は、それぞれ室長のほか、次の各号に掲げる室員で組織する。

- (1) 主担当の教員 1人
- (2) 協力教員 若干人
- (3) その他必要な職員

(室長)

第4条 室長は、室の業務を掌理する。

2 室長が、拠点規程第4条第1項第3号に規定する主担当の教員の場合には、前条第1号の主担当の教員を兼ねることができる。

(室員)

第5条 室員は、室長の指示に従い、室の業務に従事する。

2 両室の室員は、それぞれの室長が指名する。

(雑則)

第6条 この細則に定めるもののほか、両室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成21年学術情報拠点細則第6号）

この細則は、平成21年8月4日から施行する。

附 則（平成28年学術情報拠点細則第4号）

この細則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（令和4年学術情報拠点細則第3号）

この細則は、令和4年4月1日から施行する。